

平成 1 7 年 3 月 3 1 日改正

平成 1 8 年 3 月 3 1 日改正

平成 1 9 年 3 月 3 0 日改正

独立行政法人日本学術振興会

中期計画

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

独立行政法人日本学術振興会

目 次

第一	業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	1
第二	国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	2
1	総合的事項	2
2	学術研究の助成	4
3	研究者養成のための資金の支給	6
4	学術に関する国際交流の促進	8
5	学術の応用に関する研究の実施	1 1
6	学術の社会的連携・協力の推進	1 2
7	国の助成事業に関する審査・評価の実施	1 2
8	調査・研究の実施	1 3
9	情報提供及び成果の活用	1 3
10	前各号に附帯する業務	1 4
第三	予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画 （通則法第30条第2項第3号	1 4
第四	短期借入金の限度額（通則法第30条第2項第4号	1 4
第五	重要な財産の処分等に関する計画（通則法第30条第2項第5号）	1 4
第六	剰余金の使途（通則法第30条第2項第6号	1 4
第七	その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （通則法第30条第2項第7号	1 4
別紙		1 6

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

- 1 業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む。）に関し、計画的な削減に努め、平成14年度を基準として中期目標期間中に、その13%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務効率化を図る。また、寄附金事業等についても業務の効率化を図る。

なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減する。そのため、中期目標期間の最終年度である平成19年度の人件費については、平成17年度の人件費と比較し、概ね2%以上の削減を図る。

ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。

具体的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、中高年層の給与引き下げ幅を大きくし、年功カーブのフラット化を図り、また、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案し、管理職員手当の見直しを図る。

業務の効率化を図る際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。

また、助成・支援業務において、研究者への支援を確実に効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。

- 2 職員の勤務評定をより厳格に行い、連続した特別昇給や昇給延伸などを含め、処遇に的確に反映させることにより、本人のインセンティブが高まるようにするとともに、能力に応じた人員配置をきめ細かに実施し、業務の効率的・効果的な遂行を可能にする。

- 3 研修や定期的な注意喚起（少なくとも4半期ごと）等により、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化に関する職員の意識向上を図る。

- 4 中期的な収支計画の下に、情報インフラの整備を図る。

（1）業務システムの開発・改善

会計システム等の業務システムは、業務の効率化、正確性などに直接影響を与えることから、必要に応じ、開発及び改善を行う。

（2）文書管理システムの構築

中期計画期間中に文書決裁処理のシステムを導入し、添付文書の少ないもの、決裁過程の単純なものなどから段階的に文書決裁の電子化を図り、ペーパーレス化を進める。

- 5 事業の効率的な遂行のため外部委託について検討を行い、実施する。

第二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 学術研究を推進する研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援するため、研究の手法や規模、必要とする資金など研究分野ごとに異なる特性に応じた支援方法、中長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を勘案しつつ、事業を進める。

- (2) 業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、評議員会での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とする。

- (3) 業務運営に対して研究者が適切に関与する体制を振興会内部に整備し、事業の審査・評価における公正性や透明性の確保、学術研究の効果的な推進につながる事業展開等を実施する。

学術システム研究センターを整備し、研究経験を有する者を任期付き研究員として配置する。

同センターが学術振興方策に関する調査・研究、学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行うことにより、研究者の意見を取り入れた効果的な運営を推進する。

振興会の業務が対象とする人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域に対応可能な研究員を適切に配置する。

学界を代表する有識者からなる学術顧問を6名以上に増員し、振興会の運営に関し、専門的見地からの幅広い助言を求める。

(平成15年7月現在：4名)

- (4) 自己点検については、事業実施に関係する研究者等の意見を参考に、毎年度事業ごとに実施し、事業の改善・見直し等を行う。

また、外部評価として、複数の学界や産業界などを代表する有識者に評価委員を依頼することにより体制を整備し、諸外国のファンディングエージェンシーが行っている学術研究の特性を踏まえた評価手法を参考に、毎年度、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行い、結果をホームページ等国民に判りやすい形で公表するとともに、その指摘を業務運営の改善等に的確に反映させる。

- (5) 研究者等に有用な制度改善や事業を適切に実施する上で必要となる情報システムの整備を促進する。

電子化の活用

振興会実施の各種公募事業のうち、公募過程においてメリットが期待できるものについて、電子媒体の活用による電子システムの導入を促進する。

特に、募集要項・応募様式等の書類を電子的に入手可能にする仕組みについては、中期計画期間中に90%以上の公募事業において実現させる。

(平成14年度実績：27事業のうち22事業の81%で実施)

申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、平成16年度より、技術的・制度的な課題を解決した一部の公募事業で試行的な運用を開始し、中期計画期間中に、50%以上の公募事業で実現させる。

(平成14年度実績：なし)

また、書面審査等においても電子媒体を活用する。

業務用データベースの整備

振興会事業を進める上で必要とされる各種情報のデータベースを整備し、業務効率化に役立てる。情報量については、毎年度10%の増を図る。

ホームページの充実

振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。掲載にあたっては閲覧者側からの視点を重視し、見やすさ・わかりやすさの確保に努める。掲載情報は逐次更新し、データの陳腐化を回避しつつ、提供文書ファイル数を中期計画期間中に全体で10%以上増加させ、情報提供のニーズに対応していく。

(平成14年度末現在の提供文書ファイル数：約8,700件)

特に英文ページについては、提供文書ファイル数を中期計画期間中に20%以上増加させ、国際的な情報発信を充実させる。

(平成14年度末現在の英文提供文書ファイル数：約1,060件)

その結果、中期計画終了時には、年間のアクセス件数を20%以上増加させる。

(平成14年度実績：約1,360万件)

情報セキュリティの確保

振興会のコンピュータ環境のセキュリティを確保し情報資産を守るために、情報システムの脆弱性調査(セキュリティ監査)及び情報セキュリティポリシーの策定を実施する。

セキュリティ監査については、年度を通じての継続的な保守監査体制の確立と隔年毎の外部委託監査の実施(中期計画期間内に最低2回)を新たに行う。

また、振興会職員の情報セキュリティに対する意識向上を図るために、説明会・講習会などを少なくとも年2回新たに実施する。

(6) 助成・支援事業により支給する研究経費の管理が適正に行われる仕組みを構築する。

支給経費の管理、取扱い等については、基本的に、研究者自身に委ねるのではなく、研究者の所属機関事務局において処理させることとし、研究者の事務的負担を軽減させ、研究に集中できる体制を整備するとともに、支給経費の適正な管理を徹底させる。

さらに、クレジットカードを用いた支給方法など、経費の適正な管理とともに、研究者の利便性の向上や事務負担の軽減を考慮した経費支給についても検討を進める。

また、研究機関に対しては、各種会議での発言及び通知等により、研究費の適正な管理に対する研究者への指導とともに不正行為に対する牽制体制の強化を促す。

- (7) 振興会の活動内容をより広く内外の研究者、関係機関や国民に理解してもらうために、新たに広報に関する委員会等を設置し、年 4 回以上会議を開催し、適切な広報の在り方を検討し、広報誌等出版物の内容充実や効果的な情報提供を促進する。

英文ニューズレターについて、内容の見直しを図りつつ、現行と同じ年 4 回発行する。

また、大学等の研究者及び研究機関に対する振興会事業の理解を深めてもらうための事業説明を企画し、新たに実施する。

2 学術研究の助成

学術研究の助成においては、研究者の優れた創造性を見出し、その成果が人類・社会の知的基盤形成に繋がるよう、公正で透明性のある課題の審査・評価を実施するとともに、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行う。

助成目的、助成対象等に応じて適切な評価の観点を設けるなど、審査の公正さ、透明性を確保する。

学術研究は、研究者個人のアイデアや発想など創造性を源泉とすることから、個人情報保護に努める。

助成事業の成果については、学界及び社会にわかりやすく還元・普及させる。

審査・評価業務においては、事務の簡素化などを図り、関係者の負担を軽減させる。

(1) 科学研究費補助金事業

科学研究費補助金事業は、平成 1 5 年度において文部科学省と審査業務及び交付業務を役割分担を定め実施しており、振興会においては、文部科学省が定めた申請対象者、申請対象研究機関、研究種目（目的・性格、申請総額等）の内容、系・分野・分科・細目表、公募の際の重複制限、審査方法の基本的考え方等に沿って、審査業務を行っている。

間接補助金である科学研究費補助金事業については、上記の国の制度・方針を踏まえて、以下の要領により、助成業務を滞りなく確実に実施する。

振興会は、科学研究費補助金事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。

理事長は、科学研究費補助金の配分審査について科学研究費委員会に諮問する。

科学研究費委員会は、科学研究費補助金事業の毎年度の審査方針を、文部

科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

科学研究費補助金の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。

科研費委員会は年2回開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。

また、平成15年度の科学研究費補助金制度を前提として、早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、次の期限を明確に定めることにより、迅速かつ確実に行う。

科学研究費補助金の採否に関する通知は、4月下旬までに行う。

(平成14年実績：4月下旬)

申請者に対する審査結果の開示の通知は、6月中旬までに行う。

(平成14年実績：6月中旬)

科学研究費補助金の額の確定については、7月下旬までに行う。

(平成14年実績：6月下旬。なお、平成15年度、確定の前提となる実績報告書の提出期限を4月上旬から下旬に変更。)

評価については、それぞれの種目に応じた適切な評価体制の整備を図る。特に、中間・事後評価については、研究費規模の大きい種目を対象にしているが、これまでの学術創成研究に加え、新たに基盤研究(S)(採択課題数、年間約50件)についても行うこととし、年5回の委員会を開催する。

また、研究成果報告書(対象：年間約7,000件)については、迅速な対応により、額の確定後、概ね1か月以内に公開先である国立国会図書館に納本する。

(平成14年度実績：31日)

事業に対する理解促進及び事業の効果を上げるため、大学等機関への事業説明を、文部科学省との共同実施及び機関からの要望に応える形で、年20件以上行う。

(平成14年度実績：32回、平成15年度予定：17回)

審査結果の開示は、不採択者(対象：年間約5万件)のうち全ての希望者に対して行う。

文部科学省科学研究費補助金の審査業務については、国の補助金事業の在り方及び競争的研究資金制度改革の方向性を踏まえて、学術システム研究センターにおいて見直し・改善の提言をまとめる。

不合理な重複及び過度の集中の排除については、「合議による審査」において、他の研究費助成制度への応募・採択状況を確認するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。

研究費の不正使用及び不正行為の防止については、国のガイドライン等に基づき、事業説明会実施時等において、その防止策について助言、注意喚起等を行う。

科学研究費補助金における電子システムの導入については、申請者及び審査委員の負担軽減、申請書の受付、書面審査等の効率化の観点並びに電子情報化された申請者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティの確保の技術的問題の解決を見極めつつ、文部科学省の科研費業務との協調・調整を

図りながら、可能なところから、試行的に導入する。

(2) 学術研究の助成に関するその他の事業

科学研究費補助金事業と補完的役割を果たす、学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成目的、助成対象を策定した助成事業の企画・実施について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討会議を開催し、検討を進める。

3 研究者養成のための資金の支給

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に、一定期間資金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業等を、計画的・継続的に推進する。

また、海外の研究機関で長期間研究に従事した後、帰国する優れた日本人若手研究者を支援する事業など、我が国の研究者養成に資する効果的な事業の実施を検討し、進める。

各種事業における支援対象者の選考審査は、学術システム研究センターの機能を有効に活用して、以下の体制により、競争環境の中で能力や資質に優れた者を厳正に審査し、採用する。

学識経験者により構成される特別研究員等事業委員会の審議により、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備する。

審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員等とする特別研究員等審査会を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施する。

審査委員等は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、役員等により構成される特別研究員等審査会委員等選考会において選考する。

書面審査及び面接審査に当たって、学術システム研究センターは、支援対象者ごとに専攻分野に応じた適正な審査委員等を割振る。その際、審査の公平性を確保する観点から、利害関係者を排除する。

審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

また、各種事業における支給の効果については、学術システム研究センターの機能を活用して、

- ・ 平成16年度までに選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制を構築し、
- ・ 平成17年度以降、支給の効果を事業目的や支援対象者に応じて適切に評価する。

なお、評価結果については、本人に開示するとともに、選考審査過程に反映させ、選考審査の改善を図る。

若手研究者本人の意見等も取り入れ、特別研究員等事業委員会を、年2回、定期的に開催し、各種事業の改善・見直しを図る。

我が国の優秀な学術の研究者養成に資するため、優れた若手研究者の論文等の研究業績に対し授賞する制度の創設を検討し、進める。

男女共同参画社会の形成の一環として、女性研究者の参画を促進するため、審査委員に積極的に女性を登用するとともに、特別研究員等の出産・育児に配慮した取組を推進する。

(1) 特別研究員事業

大学院博士課程（後期）学生及び博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、経歴・年齢等に応じた適切な額の資金（研究奨励金）を支給する。特に優れた研究能力を有する博士の学位を有する者等については、若手研究者の世界レベルでの活躍を期して、能力に応じた処遇を確保する。

また、対象者に応じた多様な採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。その際、博士課程（後期）学生への支援については、当該全学生数の推移を踏まえ、採用者数の増加を図る。

海外を含めた多様な研究環境の選択による研究能力の向上を図るため、博士の学位を有する者等について、以下の状況に向けて、研究者の流動性向上に向けた取組を推進するとともに、採用期間中における一定期間の海外における研究活動を奨励する。

- ・ 採用者のうち博士の学位を取得した所属研究室以外で研究する者の割合：90%以上
（平成14年度実績：平成14年度採用者598人のうち377人、63%）
- ・ 採用期間中、海外で一ヶ月以上、研究活動する者の割合：30%以上
（平成14年度実績：平成14年度末に採用期間終了予定であった者（平成12年度採用者）548人のうち160人、29%）

また、今後、博士の学位を有する者の増加等が見込まれる中で、特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、支援者のうち採用期間終了後5年経過時に研究職に就く者の割合が現状の概ね80%を下回らないように事業を推進するとともに、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

（平成14年度実績：平成14年4月1日現在、採用期間を終了した後5年経過した者1,064人のうち846人、80%）

(2) 海外特別研究員事業

優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、博士の学位を有する者等や常勤の若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、滞在費等を支給する。

若手研究者に海外の第一線の研究機関での研究を経験させることにより、世界レベルの研究者を養成するため、派遣期間の延長や採用者数の増加を目指して本事業を推進する。

(3) 科学技術特別研究員事業

「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえ、平成14年度に科学技術振興

事業団より移管され、特別研究員事業に統合された創造性豊かな若手研究者を国立試験研究機関等に派遣する科学技術特別研究員事業について、事業の移管以前からの継続支援者を平成16年度まで支援する。

(4) 若手研究者海外派遣事業

「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえ、平成14年度に科学技術振興事業団より移管され、海外特別研究員事業に統合された優秀な若手研究者を海外の優れた大学又は試験研究機関に派遣する若手研究者海外派遣事業について、事業の移管以前からの継続支援者を平成15年度まで支援する。

4 学術に関する国際交流の促進

諸外国の学術振興機関と連携し、多国間又は二国間の枠組みにより、共同研究、セミナー、研究者交流等の形態による事業を行うとともに、我が国研究者による自発的な国際交流への取り組みを支援する。

特に外国人研究員については、文部科学省科学技術・学術審議会国際化推進委員会「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」(報告)(平成15年1月)に掲げられた2,050人規模の受入定員の確保を目指して、充実させる。

また、海外研究連絡センターの充実により、海外における学術の国際交流に係る事業を実施する。

事業の実施に当たっては、交流相手国とのニーズ・特性、我が国の研究者からの意見を考慮して効果的に行うこととする。

(1) 多国間交流

最近における欧米を中心とした先端研究の国際的展開に対応するとともに、アジア諸国との研究パートナーシップの強化の観点から、諸外国の学術振興機関との多国間の協力による大型共同研究を強化する。

また、環太平洋、アジア、欧州などの地域にある各国学術振興機関と協力して、若手研究者を対象としたスクール形式等のシンポジウムを実施し、若手研究者の育成とともに、参加者間のネットワーク形成を促進する。年間5件以上のスクール形式等のシンポジウムを支援する。

(平成14年度実績：4件)

これらの事業に関して、事後評価とともに、必要に応じて中間評価を実施し、その結果を公表する。中間評価の結果については、それに基づき、支援の中止を含めて、当該評価対象案件の今後の支援の在り方を検討する。また、事業における研究成果を、新たに、終了後6か月以内に国民に判りやすい形で公開する。

(2) 二国間交流

諸外国の学術振興機関との協定に基づき、共同研究、セミナー、研究者交流を実施する。予算規模に対応しつつ、セミナーを含めた共同研究を年350件以上実施することとする。実施に当たっては、適切な審査体制を整備し、厳正な審査を行う。

(平成14年度実績：318件)

また、日本と諸外国の大学等が協定に基づいて組織的に交流することを促進するための事業を新たに年間5件支援することにより行う。

なお、アジア諸国をはじめとする開発途上国における研究の基盤支援、若手研究者育成に貢献する事業を行うとともに、これまで交流が少なかった中東・アフリカ、中南米諸国との交流を活発にすることを目指し、相手国の大学等との組織的な活動を支援できるようにする。

アジアからの論文博士号取得希望者への支援については、支援者のうち、5年以内に博士号を取得する者の割合が現状を上回る制度改善等を図る。

(現状：平成10年採用者31人のうち22人、71%)

拠点大学交流方式による事業については、新たに個々のプログラムの評価を厳格に行い、見直しを図りつつ、現在実施しているアジア諸国の9学術振興機関以上と事業を協力して実施する。

中期計画期間中に、30以上の機関と新たに交流協定を締結あるいは既存協定の見直し・改正を行う。

(3) 研究者の招致

世界の優れた研究者に、我が国の研究者と共同研究等を行う機会を提供し、我が国の研究環境の国際化及び学術の振興を図るため、研究者の経歴・年齢等に応じた外国人研究者の招致のための取組を推進する。

外国の若手研究者が我が国の大学等に滞在して研究を行うことを支援する外国人特別研究員事業について出身国の多様化を促進し、平成19年度には世界65か国以上から招致する。

(平成14年度実績：61か国)

特に、短期滞在の事業について、欧米の若手研究者の来日者数を中期計画期間中に充実させる。

(平成14年度実績：146人)

また、事業経験者による研究者コミュニティの形成が中期計画期間中、新たに5か国において進むよう支援する。

教授級の外国人研究者の招致を通じて、我が国の研究者との共同研究、討議・意見交換の場を設ける。さらに、ノーベル賞受賞者等の特段に優れた研究業績を有する著名研究者を招致し、我が国の研究者との意見交換の場を設ける。

招致事業に申請する機会は、60%以上の事業で、年複数回可能となるようにする。

(平成14年度実績：7事業のうち3事業、43%)

来日する研究者に対し、日本における生活、文化、研究に関する情報をホームページ又は冊子にて提供するとともに来日後には、オリエンテーションを毎年、7回以上開催し、円滑な来日及び研究を担保する。

(平成14年度実績：7回)

振興会の事業により来日した研究者で経費を支給すべき者全員に対し、必要な経費を来日後14日以内に確実に支給することで、日本での円滑な生活を担保す

る。

（現状：概ね１４日以内）

振興会の事業により来日した海外の研究者は、我が国の将来の国際交流の推進に有効な人材になり得るという認識にかんがみ、新たな採用期間終了者の７０％以上について、連絡先を把握し、振興会に関する情報の提供を年４回定期的に行うことで人脈の確保に努める。

（４）セミナーの開催、研究者の派遣

我が国の研究者による国際的なセミナーの開催を年１０件支援するとともに、国外の優れたセミナーへの参加を支援する。この取り組みについては、文部科学省の国際シンポジウム事業等との調整を踏まえて、実施する。

（平成１４年度実績：１０件）

平成１４年度に科学技術振興事業団より移管された研究協力者海外派遣事業については、事業の移管以前からの対象者への支援を平成１６年度まで行うこととし、引き続き、本事業の趣旨に基づいて、学術的要請に基づく研究者の派遣を推進する。

（５）海外研究連絡センター

海外における学術政策や先端的学術研究に関する情報の収集・提供、学術振興機関との連携の強化に向けた取組を行う。

また、我が国の最新の研究動向等を紹介するフォーラムやシンポジウムの開催、研究者の招致事業、現地における振興会の事業経験者を対象とする組織化を行う。

振興会の事業により来日する研究者を対象とした我が国の学術研究の情報や個別大学等に関する情報、日本の生活情報等の提供、諸外国の学術研究活動の情報収集等を実施する。

センターの活動内容としては、以下のように行う。

・フォーラム等 開催回数 年１０回以上開催

（平成１４年度実績：８回）

参加者 各回平均１００名以上

（平成１４年度実績：平均約１００名）

・情報提供ファイル数 毎年度１０％以上増加

・生活情報ガイドブック 中期計画期間中２回、情報を充実させ更新

（現状：２年ごとに更新）

（６）公募事業の改善

上記のうち、振興会が国内で公募するすべての事業の種類・申請方法・審査方針について、ホームページで公表し、大学等及び研究者の便宜を図る。

公募事業のうち、申請件数が少ない又は採択倍率が低い事業については、１０％以上廃止又は実施方法を見直し、国内の研究ニーズに的確に対応する。

申請件数が少ない又は採択倍率が低いにも関わらず、海外の学術振興機関との関係又は学術上の要請により継続しなければならない事業については、その理由

を明確にしてホームページで公表する。

日本人研究者を海外の特定の国に限定して派遣する事業については、その統合を進めることにより、申請者が派遣国、派遣期間、派遣目的を柔軟に選択できるように見直し、研究者の多様なニーズに対応する。

申請に対する審査については、公平かつ慎重に行うことを基本としつつも可能な限り迅速に採択を決定・連絡する。通常の事業の場合は、申請から決定・連絡までの期間を現行の4ヶ月より短縮する。欧米からの若手研究者の招へいに関する事業については、受入促進の観点から、申請から採択まで、現行の80日より短縮し決定・連絡する。

これらの改善を通じて、振興会の事業に参加した研究者の満足度を高め、その状況に関する調査を新たに行い、対象者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。不満足として指摘された事項については、その指摘が合理的なものである限り、改善に向けての考え方を公表する。改善が困難な場合はその理由も公表する。

5 学術の応用に関する研究の実施

(1) 未来開拓学術研究推進事業

社会的要請に応えるプロジェクト型事業として実施してきた未来開拓学術研究推進事業については、平成13年1月に行われた行政改革に伴う出資金事業の整理により平成13年度以降新規プロジェクトの採択は行わないことから平成17年度の事業終了まで実施するとともに適切な事後評価を行う。とりわけ、今後の年度ごとの評価では、プロジェクト経費の10%増減などの適切な評価を引き続き実施する。

なお、本事業の実施により生じた無体財産権については、委託契約に基づき取得して、各種活用方策を講じる一方、受託者の要請がある場合は、権利の放棄及び譲渡等を行う。

(2) 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究

平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、グローバル化、情報化が進む中、現代社会において人類が直面している問題の解明と対処のため、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「課題設定型プロジェクト研究」を推進する。研究課題の研究期間は3～5年間とする。

また、この研究成果を社会への提言として発信することにより、新たな学問分野、領域を開拓し、人文・社会科学の活性化に寄与する。

研究者間のネットワークの形成、研究成果の公開、社会提言等のため、以下の活動を行う。

(平成15年度新規事業)

公開シンポジウム	年1～2回程度
共同研究セミナー	年1～2回程度
成果発表のとりまとめ・公表	年1回

6 学術の社会的連携・協力の推進

学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進の方法・体制等について検討する総合研究連絡会議を年2回開催する。大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての研究開発専門委員会を年12回開催するとともに産学協力研究委員会の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。

国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを年2回開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

国の助成事業である研究拠点形成費等補助金事業（研究拠点形成費・若手研究者養成費）は、国公立大学を通じて学問分野別に第三者評価を行い、主として研究面においてポテンシャルの高い研究教育拠点を重点的に支援すること等により、世界最高水準の大学を育成し、我が国の科学技術の水準の向上及び高度な人材養成に資することを目的とするものであり、本事業に係る構想・計画を審査・評価する。

なお、その審査・評価の実施に際しては、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

また、国の助成事業である国際研究拠点形成促進事業費補助金事業（世界トップレベル研究拠点プログラム）について、本事業に係る審査業務・評価業務・管理業務を実施する。

（1）21世紀COEプログラム

国の助成事業である21世紀COEプログラム（研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費））は、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野毎に形成するとともに、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とし、当該拠点の研究教育活動の実績、及び大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画を審査・評価する。

また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。

（2）グローバルCOEプログラム

国の助成事業であるグローバルCOEプログラム（研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費））は、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材養成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とし、国際的に卓越した教育研究拠点を形成するための構想・計画を審査する。

(3) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

国の助成事業である「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費））について、創造性豊かな優れた若手研究者の養成に関連する構想・計画の審査・評価を行う。

また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。

(4) 大学院教育改革支援プログラム

国の助成事業である大学院教育改革支援プログラム（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費））について、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するための大学院における優れた組織的・体系的な教育の取組に関連する構想・計画の審査を行う。

(5) 世界トップレベル研究拠点プログラム

国の助成事業である世界トップレベル研究拠点プログラムについて、審査業務・評価業務・管理業務を行う。

8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究員を中心に、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。

諸外国の学術振興施策については、欧米主要国等における学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、振興会の海外研究連絡センターとの連携などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に、専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果をとりまとめ、事業に活かす。

また、最新の学術動向等の調査研究の成果を踏まえつつ、国際的な競争のもと、我が国が今後先導していくべき研究を発掘し、実施する。

9 情報提供及び成果の活用

調査・研究の成果、事業の実施状況等については、ホームページへの積極的な掲載、学術月報をはじめ各種学術図書の出版を通じての情報提供、各種媒体を活用した広報等により、研究者のみならず、広く国民に普及する。

各事業において支援対象者から提出された実施報告書等については、事前の周知や本人の知的所有権等への配慮を加えた上で、原則的にインターネット等により国民に判りやすい形で公開する。

10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

- (1) 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる事務を担当する。
- (2) 野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞（野口英世アフリカ賞）に係る医学研究部門の審査業務を担当する。
- (3) 日本ユネスコ国内委員会の指定に基づくユネスコクーポンの販売・買い上げ業務を行う。（平成16年度に業務終了。）
- (4) 学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。
- (5) 寄附金を受入れ、寄附者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄附金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

第三 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画（通則法第30条第2項第3号）

1 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

第四 短期借入金の限度額（通則法第30条第2項第4号）

短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画（通則法第30条第2項第5号）

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途（通則法第30条第2項第6号）

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項（通則法第30条第2項第7号）

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

(1) 方針

限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。

職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実施を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

(参考1)

期初の常勤職員数 99名

期末の常勤職員数 99名

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費(前記常勤職員)総額見込額

3,329百万円

但し、上記の額は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費を指す。

(別紙 1)

平成 15 年度～平成 19 年度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1 2 9 , 9 5 7
国庫補助金収入	3 4 7 , 1 4 0
科学研究費補助金	3 4 6 , 4 0 8
研究拠点形成費等補助金	7 3 2
事業収入	1 7 1
寄付金事業収入	5 4 8
産学協力事業収入	1 , 5 4 3
学術図書出版事業収入	2 2 4
計	4 7 9 , 5 8 3
支 出	
一般管理費	2 , 7 4 6
うち人件費	1 , 2 6 6
物件費	1 , 4 8 0
事業費	1 2 7 , 3 8 2
うち人件費	2 , 8 9 8
物件費	1 2 4 , 4 8 4
科学研究費補助事業費	3 4 6 , 4 0 8
研究拠点形成費等補助事業費	7 3 2
寄付金事業費	5 4 8
産学協力事業費	1 , 5 4 3
学術図書出版事業費	2 2 4
計	4 7 9 , 5 8 3

[人件費の見積もり]

期間総額 3 , 3 2 9 百万円を支出する。

但し、上記の額は、「行政改革の重要方針」(平成 1 7 年 1 2 月 2 4 日閣議決定)において削減対象とされた人件費を指す。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = (C(y) \times \alpha_1(\text{係数}) + \{ (R(y) + P_r(y)) \times \alpha_2(\text{係数}) \} + \varepsilon(y) - B(y) \times \lambda(\text{係数}))$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

$$C(y) = P_c(y-1) \times \sigma(\text{係数}) + E(y-1) \times \beta(\text{係数})$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta(\text{係数})$$

$$P(y) = P_r(y) + P_c(y) = \{ P_r(y-1) + P_c(y-1) \} \times \sigma(\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y)：当該事業年度における事業収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

P_r(y)：当該事業年度における事業費中の人件費。P_r(y-1)は直前の事業年度におけるP_r(y)。

P_c(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

R(y)：当該事業年度における事業費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

ε(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方を反映し具体的に決定。ε(y-1)は直前の事業年度におけるε(y)。

α₁：一般管理効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α₂：事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ：事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ：収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについては、ε (特殊経費)は勘案せず、α 1(一般管理効率化係数)を各事業年度 5.375% (平成 14 年度予算額を基準額として中期計画期間中に 13% 縮減)の縮減、α 2(事業効率化係数)を各事業年度 1.0%の縮減とし、λ (収入調整係数)を一律 1 として試算。
- ・ 事業費中の物件費については、β (消費者物価指数)は変動がないもの(± 0%)とし、γ (業務政策係数)は一律 1 として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、σ (人件費調整係数)は変動がないもの(± 0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 事業収入の見積りについては、δ (事業収入政策係数)は据え置き(± 0%)として試算。

(別紙 2)

平成 15 年度～平成 19 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	4 8 1 , 4 0 8
業務経費	1 2 7 , 2 6 1
科学研究費補助事業費	3 4 8 , 2 8 1
研究拠点形成費等補助事業費	7 9 7
寄付金事業費	3 0 5
産学協力事業費	1 , 5 4 3
学術図書出版事業費	2 2 4
一般管理費	2 , 7 4 5
減価償却費	2 5 2
収益の部	4 8 1 , 4 0 8
運営費交付金収益	1 2 9 , 9 4 7
科学研究費補助金収益	3 4 8 , 1 6 9
研究拠点形成費等補助金収益	7 9 7
業務収益	1 7 1
寄付金事業収益	3 0 5
産学協力事業収益	1 , 5 4 3
学術図書出版事業収益	2 2 4
資産見返負債戻入	2 5 2
純利益	0
総利益	0

(別紙 3)

平成 15 年度～平成 19 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	4 8 2 , 6 1 3
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	4 8 2 , 6 1 3
運営費交付金による収入	1 2 9 , 9 5 7
科学研究費補助金による収入	3 4 8 , 2 8 1
研究拠点形成費等補助金による収入	7 9 7
寄付金事業による収入	3 0 5
産学協力事業による収入	1 , 5 4 3
学術図書出版事業による収入	2 2 4
その他の収入	1 , 5 0 6
前期中期目標期間よりの繰越金	0